

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	医療法人徳洲会 訪問看護ステーションほのぼの
所在地	船橋市高根台 2-11-1 千葉徳洲会病院内
提供可能サービス 及び 介護保険事業所番号	訪問看護・介護予防訪問看護（リハビリを含む） 1262890762 号
管理者及び連絡先	管理者：徳本 Tel 047-774-0411 Fax 047-774-0413
サービス提供地域	船橋市内

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	管理業務及び訪問看護・介護予防訪問看護	1名
事務担当職員	事務業務	1名（常勤）
サービス担当職員		
看護師	訪問看護・介護予防訪問看護	8名（常勤6名、非常勤2名）
理学療法士	訪問看護・介護予防訪問看護	1名（常勤）
作業療法士	訪問看護・介護予防訪問看護	1名（非常勤）

3 営業時間

サービス種類	月～土	休業日
訪問看護 介護予防訪問看護	午前9時～午後5時	日曜、祝祭日、 12月31日～1月3日

4 サービス利用料及び利用者負担（端数処理の都合で実際のご請求額が変わることがあります）

(1) 介護保険利用の場合の訪問看護とリハビリ

サービス内容	単位数 注1)	利用者負担額 1割の場合 注2)
訪問看護（所要時間30分未満）	477単位	517円/回
訪問看護（所要時間30分以上1時間未満）	829単位	899円/回
訪問看護（所要時間1時間以上1時間30分未満）	1,134単位	1,230円/回
初回加算（1）	350単位	380円/月
初回加算（2）	300単位	326円/月

退院時共同指導加算	600単位	651円/回
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 注3）	600単位	651円/月
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位	623円/月
特別管理加算Ⅰ 注4）	500単位	542円/月
特別管理加算Ⅱ 注5）	250単位	271円/月
夜間・早朝加算	訪問看護費25/100単位	
深夜加算	訪問看護費50/100単位	
長時間訪問看護加算	300単位	326円/回
複数名訪問加算(Ⅰ)（同時に複数の看護師等との訪問）		
30分未満	254単位	276円/回
30分以上	402単位	436円/回
複数名訪問加算(Ⅱ)（同時に看護補助者との訪問）		
30分未満	201単位	218円/回
30分以上	317単位	344円/回
ターミナルケア加算	2,500単位	2,710円/回
看護体制強化加算(Ⅰ)	550単位	597円/月
看護体制強化加算(Ⅱ)	200単位	217円/月
看護介護職員連携強化加算	250単位	271円/月
専門管理加算	250単位	271円/月
遠隔死亡診断補助加算	150単位	163円/月
口腔連携強化加算	50単位	55円/月
訪問看護（理学療法士作業療法士によるリハビリ20分）	300単位	326円/回
訪問看護（理学療法士作業療法士によるリハビリ40分）	600単位	651円/回
訪問看護（理学療法士作業療法士によるリハビリ60分）	813単位	882円/回
訪問看護（理学療法士作業療法士によるリハビリ80分）	1,084単位	1,175円/回
介護予防訪問看護（所要時間30分未満）	457単位	496円/回
介護予防訪問看護（所要時間30分以上1時間未満）	800単位	868円/回
介護予防訪問看護（所要時間1時間以上1時間30分未満）	1,096単位	1,188円/回
介護予防緊急時訪問看護加算（1） 注3）	600単位	651円/月
介護予防緊急時訪問看護加算（2）	574単位	623円/月
介護予防特別管理加算Ⅰ 注4）	500単位	542円/月
介護予防特別管理加算Ⅱ 注5）	250単位	271円/月
介護予防看護体制強化加算	100単位	109円/月
介護予防訪問看護（理学療法士作業療法士によるリハビリ20分）	290単位	315円/回
介護予防訪問看護（理学療法士作業療法士によるリハビリ40分）	580単位	629円/回

介護予防訪問看護（理学療法士作業療法士によるリハビリ60分）	444単位	482円／回
介護予防訪問看護（理学療法士作業療法士によるリハビリ80分）	592単位	642円／回
介護予防訪問看護12月超（理学療法士作業療法士によるリハビリ20分）	285単位	309円／回
介護予防訪問看護12月超（理学療法士作業療法士によるリハビリ40分）	570単位	618円／回
介護予防訪問看護12月超（理学療法士作業療法士によるリハビリ60分）	429単位	465円／回

（上記の金額、2割の場合は約2倍、3割の場合は約3倍になります。）

注1）当事業所は、研修等を実施しており、かつ、7年以上の勤続年数のある職員が30%以上配置されていることから、サービス提供体制強化加算算定の届けをしています。したがって、当事業所からの訪問看護は1回のサービス提供毎に6単位を加算したものとなっております。予防についても同様に予防訪問看護サービス提供体制加算を算定しています。

注2）船橋市は介護保険法の地域区分で4級地の扱いとなるため、訪問看護については単位数に10.84円を乗じた額から9割ないし8割または7割の保険給付額を差し引いた残りの額となります。

注3）当事業所の訪問看護は、利用者様やご家族の方からの電話でのご相談や緊急時に24時間対応できる体制をとっており、緊急時訪問看護加算の届けをしています。緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備も行っております。予定された訪問以外で緊急に訪問看護が必要になった場合には、所要時間に応じて所定の単位数を算定します。

注4）特別管理加算Ⅰは気管カニューレ、人工呼吸器、留置カテーテル挿入されている方が算定対象です。

注5）特別管理加算Ⅱは在宅酸素療法、人工肛門（膀胱）を設置している方、重度の褥創の処置が必要な方と週3回以上点滴が必要な方等が算定対象です。

注6）①事業所と同一敷地内建物等（同一の敷地内又は隣接する敷地内同一の建物）に居住する方は10%減算

②同一敷地内建物等で、1月当たり50人以上に訪問看護を行う場合は15%減算③上記以外の範囲に所在する同一建物に居住する方（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）は10%減算となります。

（2）医療保険での利用の場合

	報酬算定項目	算定額	金額
医療保険適用分	訪問看護基本療養費（Ⅰ）※1 （保健師、看護師による場合）	週3日まで	①後期高齢者医療制度対象者の場合 左記の※1～3、 その他必要に応じて*印を付した加
		週4日目以降	
	訪問看護基本療養費（Ⅰ）※1 （理学療法士、作業療法士による	週3日まで	
		5,550円／日	
		6,550円／日	
		5,550円／日	

場合)	週4日目以降 5,550円/日	算等を合計した額 に1割ないし3割の 負担割合を乗じ、 更に交通費を加え た額 ②各種健康保険で の利用の場合 左記の※1～3、 その他必要に応じ て*印を付した加 算等を合計した額 に各々の健康保険 での負担割合を乗 じ、更に交通費を 加えた額 ③指定難病特定医 療や乳幼児医療制 度等での利用の場 合 制度ごとの取り扱 いに交通費を加え た額
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (保健師、看護師による場合) (同一建物居住者で同一日3人以上 の訪問)	週3日まで 2,780円/日 週4日目以降 3,280円/日	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (理学療法士、作業療法士による 場合)(同一建物居住者で同一日3 人以上の訪問)	週3日まで 2,780円/日 週4日目以降 2,780円/日	
訪問看護管理療養費(従来型) ※2	月の初日 7,670円 月の2日目以降 1) 3,000円/1日 2) 2,500円/1日	
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日 13,230円 月の2日目以降 1) 3,000円/1日 2) 2,500円/1日	
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日 10,030円 月の2日目以降 1) 3,000円/1日 2) 2,500円/1日	
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日 8,700円 月の2日目以降 1) 3,000円/1日 2) 2,500円/1日	
24時間対応体制加算 ※3	1月につき イ) 6,800円 ロ) 6,520円	
夜間(18:00～22:00) *	2,100円/回	
早朝(6:00～8:00) 訪問看護加算 深夜(22:00～6:00) 訪問看護加算 *	4,200円/回	

	特別管理加算 *	1月につき 2, 5 0 0 円 1月につき（重症度の高いもの） 5, 0 0 0 円	
	難病等複数回訪問加算 *	1日に2回訪問した場合 ・同一建物内1人、2人 4, 5 0 0 円 ・同一建物内3人以上 4, 0 0 0 円 1日に3回以上訪問した場合 ・同一建物内1人、2人 8, 0 0 0 円 ・同一建物内3人以上 7, 2 0 0 円	
	複数名訪問看護加算 *	看護師2人又は理学療法士と訪問した場合 ・同一建物内1人、2人 4, 5 0 0 円／回／週 ・同一建物内3人以上 4, 0 0 0 円／回／週 その他職員と訪問した場合 ・同一建物内1人、2人 3, 0 0 0 円／回／週3回まで ・同一建物内3人以上 2, 7 0 0 円／回／週3回まで その他職員と訪問した場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る） ①1日1回：同一建物内1人、2人 3, 0 0 0 円 同一建物内3人以上 2, 7 0 0 円 ②1日2回：同一建物内1人、2人 6, 0 0 0 円 同一建物内3人以上 5, 4 0 0 円	

		③1日3回以上：同一建物内1人、2人 10,000円 同一建物内3人以上 9,000円	
緊急訪問看護加算（在支診）	*	イ）月14日目まで 2,650円/日 ロ）月15日目以降 2,000円/日	
長時間訪問看護加算	*	特別な管理をしている状態で、1回あたり90分以上の看護を実施 5,200円/回/週（15歳未満3回/週）	
乳幼児加算(6歳未満)*		厚生労働大臣が定める者 1,800円/日 上記以外の場合 1,300円/日	
訪問看護情報提供療養費	*	①居住地を管轄する市町村等に必要な情報を提供した場合 1,500円/月 ②義務教育諸学校・高等学校等への入学時・転校時等に必要な情報を提供した場合 1,500円/月 ③保険医療機関等に入院・入所に当たり主治医に情報を提供した場合 1,500円/月	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	*	8,500円	
退院時共同指導加算	*	8,000円	
退院支援指導加算	*	6,000円 8,400円 （厚生労働大臣が定める長時間訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合）	
特別管理指導加算	*	2,000円	
在宅患者連携指導加算	*	3,000円/月	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	*	2,000円/回	

	看護・介護職員連携強化加算 *	2,500円/月	
	訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	
	専門管理加算	イ：緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な看護を行った場合 ロ：特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る） 2,500円/月	
	遠隔死亡診断補助加算	1,500円/月	
	訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	
	訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		780円	看護職員の確保、事業の継続を図るための評価料
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）		1（スコア0以上） 10円 10（スコア95以上） 100円 2（スコア15以上） 20円 11（スコア125以上） 150円 3（スコア25以上） 30円 12（スコア175以上） 200円 4（スコア35以上） 40円 13（スコア225以上） 250円 5（スコア45以上） 50円 14（スコア275以上） 300円 6（スコア55以上） 60円 15（スコア325以上） 350円 7（スコア65以上） 70円 16（スコア375以上） 400円 8（スコア75以上） 80円 17（スコア425以上） 450円 9（スコア85以上） 90円 18（スコア475以上） 500円	

◎医療保険での訪問看護は、1回の訪問時間は30分から1時間30分以内が標準です。

（３）差額費用

差額費用	長時間訪問看護（保険外）	特別な管理を必要としている状態以外の方で、1回の訪問看護が90分を超えた場合には、超過した時間分のサービスは保険外の扱いとなり、30分毎に別料金を頂戴します。	2,000円 ／30分
------	--------------	---	----------------

	休日等時間外訪問	日曜、祝日、年末、年始等の休日の訪問看護は、保険適用分の自己負担分に加えて別料金を頂戴します。	5,000円/回
	保険外訪問看護	介護保険、医療保険の対象とならない訪問看護	9,000円 /60分未満
	* 交通費	ステーションからの片道距離が 1km未満 100円/回 1km以上3km未満 200円/回 3km以上5km未満 300円/回 5km以上1km増す毎に 300円に100円ずつ加算/回	1回あたりの 交通費 ×訪問回数
	* 印刷代	訪問看護記録等の写し	1枚10円
	* 画像代	写真などのCD-R	1枚2000円
	* 手数料	開示手数料	1枚3000円
	* 死後の看護料	在宅で亡くなられた場合に、訪問看護に引き続いて清拭や更衣などの最後のケアをご希望により行います。	13,000円

* は別途消費税がかかります。

- ※ 利用料の自己負担金は、月ごとに口座引き落としにてお支払いください。請求書は毎月10日以降の訪問時に持参します。
- ※ 介護保険での訪問看護をご利用の方で、特別指示書が交付されて一時的に医療保険での扱いとなった場合には介護保険と医療保険のそれぞれの制度でのご請求となります。
- ※ 訪問時に駐車スペースがない場合は、コインパーキング等の利用となります。その際の料金は別途請求させていただきます。

5 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先電話番号 047-774-0411

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する際には、出来るだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。

前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。

(但し、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)

- (3) キャンセル料は、利用者負担金の請求時に合わせてご請求させていただきます。

時間	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

6 当事業所のサービスの方針等

- ①看護や介護の必要なお年寄りや障害をお持ちの方、あるいはご病気の方々が、住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう心のこもったサービスを提供します。
- ②利用者お一人お一人が築いてこられた生活の歴史や価値観を尊重し、利用者のニーズに合った適切な看護や介護を提供いたします。
- ③常に最新の知識や技能の修得に心がけて、提供するサービスの質の向上に努めます。

7 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当ステーション相談コーナー	電話番号	047-774-0411
	FAX番号	047-774-0413
	対応時間	月～土の9時～17時
	担当者	徳本

その他 船橋市役所 介護保険課 電話番号 047-436-2302

8 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変及びその他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置をおこなうものとする。ご家族不在の場合などはあらかじめ指定された連絡先にも連絡します。また、利用者やそのご家族の緊急の求めに応じて、主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行う者は以下の看護師とする。

徳本・菅原・松岡・池田・井上・高岡・伊藤・佐藤

9 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う訪問看護の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・居宅介護事業所・市町村等に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。また、賠償すべき事故発生時には、損害賠償を速やかに行います。

10 虐待防止についての対応

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するため従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情体制の整備
- (3) 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと、担当者は管理者とします。
- (4) ステーションはサービス提供中に、当該事業者従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを地域包括支援センターに通報するものとします。対応については地域包括支援センターと連携し、相談・協議のうえ、実施することとします。

1 1 業務継続に向けた取組

ステーションは感染症や災害が発生した場合であっても、必要な居宅サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととします。

1 2 感染症対策の強化

感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととします。

1 3 ハラスメントの対応

ハラスメントに対する基本方針を職員と共有するとともに、利用者や家族等にも周知をはかります。基本方針はハラスメントを未然に防止するための対応マニュアル及びPDCAサイクルの考え方に基づき、対処を講じていくこととします。さらにハラスメントに対し、相談窓口を設備し従業員に周知をはかっていきます。

1 4 身体拘束等の適正化

利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはいけない事とし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 5 第三者評価について

当事業所の提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

1 6 当事業所の概要

名称・法人種別	医療法人 徳洲会
代表者役職・氏名	理事長 東上 震一
本社所在地	大阪府大阪市北区梅田 1 丁目3番1-1200号
定款の目的に定めた事業	1 病院及び診療所事業

- 2 老人保健施設事業
- 3 訪問看護ステーション事業
- 4 介護保険事業
- 5 在宅介護支援センター事業
- 6 その他